

事務連絡
平成28年6月1日

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療課

先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品の取扱い等について（依頼）

先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品の取扱いについては、既に「先発医薬品と効能効果に違いがある後発医薬品の取扱いについて」（平成24年1月17日保発0117第1号）において示しているところです。

今般、改めて、一律に査定を行うのではなく、個々の症例に応じて医学的に判断して審査していただくようお願いいたしますので、都道府県国民健康保険連合会に対し周知方よろしくをお願いいたします。

なお、認知症治療薬についても、患者の症状等により、添付文書の規定によらず当該規定の用量未満で投与される場合がありますが、一律に査定を行うのではなく、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断していただくようお願いいたしますので、併せて、都道府県国保連合会に対し周知方よろしくをお願いいたします。